

## 費用負担の考え方について

### 1. これまでの労災保険率改定における表示方法

- 改定前後の労災保険率による保険料収入の変化を表示。
- 平成27年度改定時に軽減額として公表した額（278億円。別添1参照）は、業種別に以下の式で算定したものを合算している。

＜業種ごとに下式で算定し合算＞

$$\text{平成27年度賃金総額推計値} \times (\text{平成24年度料率} - \text{平成27年度料率})$$

### 2. これまでの表示方法の課題

- 積立金と責任準備金の差額を用いて3年に限り設定される年金積立調整費用が、どのように労災保険率に反映されているかが明確でない。
- 災害の増減による料率変動が、年金積立調整費用の変動により相殺されてしまい、災害増減と料率変動の関係が不明確となる。

### 3. 平成30年度労災保険率改定における表示方法

上記2. の課題について、保険財政の専門家の意見を踏まえ、表示方式を以下のように改めることとしたもの（別添2参照）。

#### ① 災害減少分

料率構成要素のうち、年金積立調整費用分の料率を除く部分（真に労災保険の費用として要する部分）の変動に伴う保険料の変化を、業種別に算定して合算した額

＜業種ごとに下式で算定し合算＞

$$\text{平成30年度賃金総額推計値} \times \{ (\text{平成27年度料率} - \blacktriangle 0.4 \text{ 厘}) - (\text{平成30年度料率} - \blacktriangle 0.4 \text{ 厘}) \}$$

（注）年金積立調整費用分の料率は、平成27年度、平成30年度ともに、 $\blacktriangle 0.4$  厘である。

#### ② 積立金による割引分

○ 平成28年度決算後の積立金と責任準備金を比較すると（別添3参照）、

$$(\text{7兆8,938億円} - \text{7兆6,542億円}) = \text{2,396億円} \text{の差額が生じており、} \\ \text{2,396億円} \div \text{3年} = \text{799億円。}$$

○ 料率換算すると、 $799 \text{ 億円} \div 180 \text{ 兆円 (平成30年度賃金総額推計値 (全業種計))} = 0.4 \text{ 厘}$ 。

	平成30年度改定	(参考) 平成27年度改定
① 災害減少分	512 億円	436 億円 (※1)
② 積立金による割引分	799 億円	651 億円 (※2)
合計	1,311 億円	1,087 億円

(※1) 業種別に以下の式で算定したものを合算。

$$\text{平成27年度賃金総額推計値} \times \{ (\text{平成24年度料率} - \blacktriangle 0.5 \text{ 厘}) - (\text{平成27年度料率} - \blacktriangle 0.4 \text{ 厘}) \}$$

年金積立調整費用分の料率は、平成27年度において $\blacktriangle 0.4$  厘、平成24年度において $\blacktriangle 0.5$  厘である。

(※2) 平成26年度末時点での積立金と責任準備金の差額を推計して、割引財源として用いることのできる金額を約1,950億円と算定した。

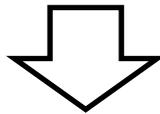
これの1年分として $1,950 \text{ 億円} \div 3 \text{ 年} = 651 \text{ 億円}$ 。(料率換算すると $651 \text{ 億円} \div 161 \text{ 兆円 (平成27年度推計賃金総額 (全業種計))} = 0.4 \text{ 厘}$ 。)

# 労災保険率の改定 (案) の概要

現 行

平均労災保険率 **4.8** / 1,000 (全業種の平均)

(最低 2.5 / 1,000 ~ 最高 89 / 1,000)



改定案

平均労災保険率 **4.7** / 1,000 (全業種の平均)

(最低 2.5 / 1,000 ~ 最高 88 / 1,000)

引上げ : 8 業種 据置き : 23 業種 引下げ : 23 業種

平成元年度以降の改定経過 (単位 : 1 / 1,000)

元年度	4年度	7年度	10年度	13年度	15年度	18年度	21年度	24年度
10.8	11.2	9.9	9.4	8.5	7.4	7.0	5.4	4.8

料率改定により

年間 **278 億円** の負担が軽減される

改定の効果の例

従業員数が40人、平均年収が300万円である「ガラス又はセメント製造業」(7.5/1,000→5.5/1,000)の場合、年間24万円の労災保険料が軽減(90万円→66万円)

## 労災保険率を構成する要素

労災保険率の構成要素 (全業種平均)		改定案 (1/1,000)	現行 (1/1,000)
業務災害分	短期給付分 療養補償給付 休業補償給付	2.23	2.23
	長期給付分 年金給付 (将来給付分は積立 金として保有)	1.24	1.44
非業務災害分		0.6	0.6
社会復帰促進等事業、事務の執行に要する費用		0.9	1.0
年金積立調整費用		▲0.4	▲0.5
合 計		4.7	4.8

※それぞれ端数処理前のものを平均しているため、その合計値と端数処理後の設定料率を平均した料率（合計）は一致しないことがある。

## 労災保険率を構成する要素

労災保険率の構成要素 (全業種平均)		改定案 (1/1,000)	現行 (1/1,000)
① 業務災害分	短期給付分		
	療養補償給付	<u>2.22</u>	2.23
	休業補償給付		
	長期給付分		
	年金給付 (将来給付分は積立 金として保有)	<u>1.18</u>	1.24
非業務災害分		<u>0.6</u>	0.6
社会復帰促進等事業、 事務の執行に要する費用		<u>0.9</u>	0.9
② 年金積立調整費用		<u>▲0.4</u>	▲0.4
合 計		<u>4.5</u>	4.7

※それぞれ端数処理前のものを平均しているため、その合計値と端数処理後の設定料率を平均した料率(合計)は一致しないことがある。

労 災 勘 定

積 立 金 明 細 表 (平成24年度から平成28年度まで各年度末現在)

区 分	平成28年度(円)	平成27年度(円)	平成26年度(円)	平成25年度(円)	平成24年度(円)	対 前 年 度 比 較 の 差			
						平成28年度(円)	平成27年度(円)	平成26年度(円)	平成25年度(円)
積 立 金	7,861,574,647,179	7,827,993,050,980	7,800,752,289,304	7,844,172,728,838	7,945,687,702,004	増 33,581,596,199	増 27,240,761,676	減 43,420,439,534	減 101,514,973,166
繰 替 使 用 中	0	0	0	0	27,992,212,623	0	0	0	減 27,992,212,623
財政融資資金預託金	7,861,574,647,179	7,827,993,050,980	7,800,752,289,304	7,844,172,728,838	7,917,695,489,381	増 33,581,596,199	増 27,240,761,676	減 43,420,439,534	減 73,522,760,543
約定期間1年以上3月未満	135,000,000,000	0	201,957,008,003	80,377,447,537	174,600,000,000	増 135,000,000,000	減 201,957,008,003	増 121,579,560,466	減 94,222,552,463
約定期間3年以上1年未満	198,042,034,837	0	0	296,085,026,834	191,377,447,537	増 198,042,034,837	0	減 296,085,026,834	増 104,707,579,297
約定期間1年以上3年未満	0	0	131,085,026,834	230,992,212,623	135,000,000,000	0	減 131,085,026,834	減 99,907,185,789	増 95,992,212,623
約定期間3年以上5年未満	0	0	0	0	80,000,000,000	0	0	0	減 80,000,000,000
約定期間5年以上7年未満	0	418,575,013,854	488,575,013,854	488,575,013,854	499,751,994,036	減 418,575,013,854	減 70,000,000,000	0	減 11,176,980,182
約定期間7年以上	7,528,532,612,342	7,409,418,037,126	6,979,135,240,613	6,748,143,027,990	6,836,966,047,808	増 119,114,575,216	増 430,282,796,513	増 230,992,212,623	減 88,823,019,818

(注) 1 本年度決算の結果、翌年度において積立金として積み立てるべき額が32,255,085,536円ある。  
 2 労働保険特別会計労災勘定においては、法第103条第1項の規定により「労災保険事業の保険給付費及び社会復帰促進等事業費(特別支給金に充てるためのものに限る。)に充てるために必要な金額」を積立金として積み立てることとしており、労災年金債務の履行等に充てるために必要な金額を勘案して、将来の給付等のため、徴収勘定から繰り入れられた労働保険料の一部を積立金として積み立てることとしている。  
 なお、平成28年度末における必要な積立金は、7,654,246,705,000円である。

積立金累計額は、  
 7,861,574,647,179円 + 32,255,085,536円 = 7,893,829,732,715円

# 積立金累計額、年金受給者数の推移

